

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の延長を踏まえた今後の方針

令和3年5月31日

京丹波町新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴い、5月31日までの期間、京都府に緊急事態宣言が発出されておりましたが、未だ宣言解除に至る状況ではないことから、緊急事態宣言の期間が6月20日（日）まで延長されました。

このため、国の専門家会議の提言や府の専門家会議の意見を踏まえた京都府新型コロナウイルス感染症対策本部の「京都府における緊急事態措置」の要請に準じて、京丹波町では、次のとおり新型コロナウイルス感染症対策を継続して実施します。

町民の皆様におかれましては、これ以上の感染拡大を防止し医療崩壊を防ぐため、これまでからお願いしています基本的な要請事項と併せて、今後の方針について、なお一層のご理解とご協力をお願いします。

◆ 町民及び町内事業者の皆様への要請

（1）要請期間

- ・4月25日（日）0時から6月20日（日）24時まで

（2）外出自粛の要請

- ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないでください。
- ・特に、午後8時以降の不要不急の外出自粛を徹底してください。
- ・不要不急の都道府県間の移動は、極力控えてください。

（3）発熱等の症状がある方への要請

- ・発熱等の症状（発熱、咳、のどの痛み、息苦しさの症状）がある場合は、必ず仕事や学校を休み、かかりつけ医等に相談してください。
- ・自宅内での正しいマスクの着用、こまめな手洗いを行ってください。
- ・極力、個室で過ごして部屋から出ないようにし、共有スペースの利用は最小限にしてください。

（4）同居者に発熱等の症状がある方への要請

- ・同居者に発熱等の症状がある場合は、自宅内での正しいマスクの着用、こまめな手洗い、個室や間仕切り等により同居者の療養環境を確保してください。

- ・同居者の職場・学校等でクラスターが発生している場合にも、同居者に発熱等がある場合と同様に注意してください。

(5) 催物（イベント等）の開催制限

- ・催物（イベント等）の開催は自粛してください。

(6) 施設の使用制限

- ・飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）、バー、カラオケ店など食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている店舗については、酒類・カラオケ設備を提供する場合は施設の休止、酒類・カラオケ設備を提供しない場合は、営業時間を午前5時から午後8時までとしてください。
- ・体育館やグラウンド、公民館など町の管理施設については、次のとおり制限した上で、施設の使用を認めます。体育館、グラウンド、集会場等及び運動施設については、「新しい生活様式に基づく京丹波町社会教育施設等利用ガイドライン」を遵守してください。

使 用 者	町内在住者もしくは町内団体に限る。
使 用 時 間	1団体・個人につき1日2時間以内 使用は午後8時まで
そ の 他	大会、イベント等の開催は禁止

町の管理施設

【小中学校の体育館及びグラウンド等】

竹野小学校	丹波ひかり小学校
下山小学校	瑞穂小学校
和知小学校	蒲生野中学校
瑞穂中学校	和知中学校

【集会場等】

中央公民館	桧山公民館
梅田振興センター	三ノ宮基幹集落センター
質美振興センター	下大久保文化教育センター
和知ふれあいセンター	和知生涯学習センター
山村開発センターみづほ	わーふ館

【運動施設】

上豊田グラウンド	旧須知小学校グラウンド
三ノ宮農村公園グラウンド	わちグラウンド
旧須知小学校講堂	三ノ宮体育館
篠原体育館	わち夢広場

【公園】

須知川水辺公園	須知公園
---------	------

(7) 職場における感染予防の徹底

- ・テレワークをより推進いただくとともに、ローテーション勤務や時差出勤、週休の分散化、休暇取得、テレビ会議の活用等により、職場や通勤中の「密」を回避してください。
- ・執務室だけでなく、休憩スペースや更衣室等の共用スペースについても、こまめに換気を行うなどの対策を行ってください。
- ・事業の継続に必要な場合を除き、午後8時以降の勤務を抑制してください。
- ・体調に不安のある従業員に対して、休みやすい環境づくりを推進してください。

(8) 大学生等への要請

- ・営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店等への出入りをしないでください。
- ・クラブ・サークル等のコンパを行わないでください。
- ・大人数での行動や友人の下宿等での飲食・宿泊を行わないでください。
- ・食事中も含めた、マスクを外しての会話はしないでください。

◆ 役場の勤務体制について

- ・事業者様への要請事項（7）職場における感染予防の徹底と同様の取り組みを行うなど、感染症対策を実施します。

◆ 町主催の会議等について

- ・町が主催する会議等については、原則として中止、または6月21日（月）以降に延期します。

◆ 町立学校等の対応について

- ・学校等〔幼稚園、小学校、中学校、のびのび児童クラブ、保育所〕における新型コロナウィルスのこれまでの感染状況や特性、子どもの健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、一斉の臨時休業は実施せず、徹底した感染予防対策を講じた上で活動を継続します。

◆ 感染拡大を徹底して防ぐためのお願い

(1) 一人ひとりが、うつらない、うつさない行動を!

- ・マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、3密の回避など、基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。
- ・検温を習慣化し、体調管理に努めてください。何か症状が出たり、体調の悪さを感じた時は、必ず検温を行ってください。
- ・人ととの接触機会を減らすため、各種イベント等、屋外での活動も慎重に行動してください。
- ・特に、多人数での宴会等は自粛をお願いします。
- ・感染の多くは飛沫感染です。ウイルスは主に鼻と口から入ります。
会話の時は必ずマスクをしましょう！

(2) 飲食機会における感染を防ぐために

- ・飲食時のきょうとマナーにご協力をお願いします。

<きょうとマナー>

- ① 適切なアクリル板や換気設備のあるお店で!
- ② 会話の時は、マスクを着用!
- ③ 食事前、退店時には手指消毒を!
- ④ お店では大声で話さないでください!
- ⑤ 2時間、4人までを目安に!

- ・宴会、家族以外のホームパーティーは控えてください。
- ・路上、公園等の屋外での飲食も控えてください。
- ・外食時は、一人で食べる「個食」黙って食べる「黙食」にご協力ください。